

1. 目的

富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項の規定に基づき、富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村（以下「関係市町村」という。）のうち、令和5年10月1日現在における関係市町村の地域において金剛自動車株式会社が運行する路線バス（以下「金剛バス」という。）の沿線地域に係る地域公共交通計画の作成に関する協議及びその計画の実施に関する連絡調整を行うとともに、道路運送法の規定に基づき、金剛バス沿線地域における地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する。

2. 任期について

- ①任期：2年（ただし、再任を妨げない。）
- ②任期途中で交代があったとき⇒前任者の残任期間

3. 会長及び副会長について

- ①会 長：富田林市長が指名する副市長
- ②副会長：委員の中から会長が指名

4. 会議について

- ①会長が必要に応じて招集し、その議長となります。
- ②参加要請があれば出席をお願いします。（参加要請応諾義務）。
- ③議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決定します。
- ④協議会は、原則公開です（会議録も公開の対象で、ウェブサイト等に掲載されます）。
- ⑤緊急性のあるものや軽微な事項などの審議については、書面により協議会を開催する場合があります。

5. 事務所及び事務局について

- ①協議会の事務所は、富田林市役所内とします。
- ②協議会に事務局を置き、富田林市交通政策担当課（道路交通課）に置きます。

6. 協議結果の取扱いについて

協議会において協議が調った事項については、関係者は、その結果を尊重する義務（協議結果尊重義務）があります。